

ID: 83

担当部署: 健康福祉部 高齢福祉課

処分の概要	保険料の減免		
例規名 根拠条項	長門市介護保険条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第96号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (保険料の減免)  第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少した場合</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業若しくは業務の休廃止若しくは事業における著しい損失又は失業等により著しく減少した場合</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合</p> <p>(5) その他特別な理由がある場合</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収される者にあつては納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収される者にあつては特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>			
<p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。  「介護保険条例施行規則 第6条・第7条・第8条」  「長門市介護保険料の減免に関する要綱」</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和3年7月1日